

農地政策の展開方向について

＜農地に関する改革案と工程表＞

平成19年11月6日
農 林 水 産 省

農地は、国民に食料を供給するための基礎的な生産要素であるとともに、農業者にとって極めて重要な経営基盤である。

中長期的に世界の食料需給のひっ迫が見込まれ、他方、国内では耕作放棄地が増大する中、農地の有効利用を促進するため、農地は農業資源として有効に利用されなければならないという理念を明確にした上で、現場の実態を踏まえつつ、下記のとおり農地政策の改革を具体化していくものとする（別添参照）。

なお、この改革については、別紙工程表に沿って計画的に進めることとして、早急に着手し、全体の改革が、平成20年度中ないし遅くとも平成21年度中に新たな仕組みとしてスタートできるよう法制上の措置を講じる。

記

1 農地情報のデータベース化

農地政策を見直していく上で、また、各般の農業政策を推進していく上で、所有や利用の状況等の農地に関する情報を一元的に把握し、それを関係機関が共有化し、十分に活用していくことが重要である。

このため、個人情報の保護に留意しつつ、農地に係る各種情報を地図の上で一元化した農地情報図を関係機関共通のデータベースとして整備し、相互に活用できるようにするとともに、新規参入等に必要な貸出農地の情報、賃借料等の情報について全国どこからでもアクセスできる体制を整備する。

2 耕作放棄地の解消に向けたきめ細やかな取組の実施

近年、増加傾向にある耕作放棄地を解消することは、国民への食料の安定的な供給を図る上で、また、限りある農地を有効に利用する上で、喫緊の課題となっている。

この場合、耕作放棄地それぞれの現状は、地域社会の状況や耕作条件等によりそれぞれ異なっており、その対応方策も地域の実情に応じたものでなければならない。

このため、耕作放棄地について、現状を的確に把握した上で、それぞれの状況に応じたきめ細やかな対策を実施することにより、5年後を目標に耕作放棄地の解消を目指す。

3 優良農地の確保対策の充実・強化

今後とも、ある程度の農地の転用需要は避けられず、かつ、農地の拡張が期待できない中で、生産力の高い優良農地の維持・確保の重要性は益々高まっている。

このため、農用地区域からの農地の除外を厳格化し、転用許可不要と

なっている病院・学校等の公共転用について、許可の対象にする等の必要な措置を講じる。

4 農地の面的集積を促進する仕組みの全国展開

今後、規模拡大によるコスト低減など国内農業の体質強化を図るためには、農地を面としてまとまった形で集積していくことが不可欠である。

このため、現場に働きかけ、委任・代理で農地を集めて、面的にまとまった形で再配分する仕組みを全国の市町村段階で展開し、農地の面的集積を促進する。

5 所有から利用への転換による農地の有効利用の促進

農業・農村をめぐる状況を見ると、担い手の高齢化の進展、耕作放棄地の増加等の問題が深刻化してきている。

このため、所有から利用への転換を図り、農地は農業資源として有効に利用されなければならないという理念の下、所有権と利用権の規制を切り離し、所有権については厳しい規制を維持しつつ、利用権については規制を見直す。

この場合、現場で農地利用についての問題が生じたり、経営発展に支障が生じないようにするため、必要な措置を講じる。

これにより、集落営農の法人化、農業生産法人の経営発展、農業経営に意欲のある者等の参入による農地の有効利用を促進する。

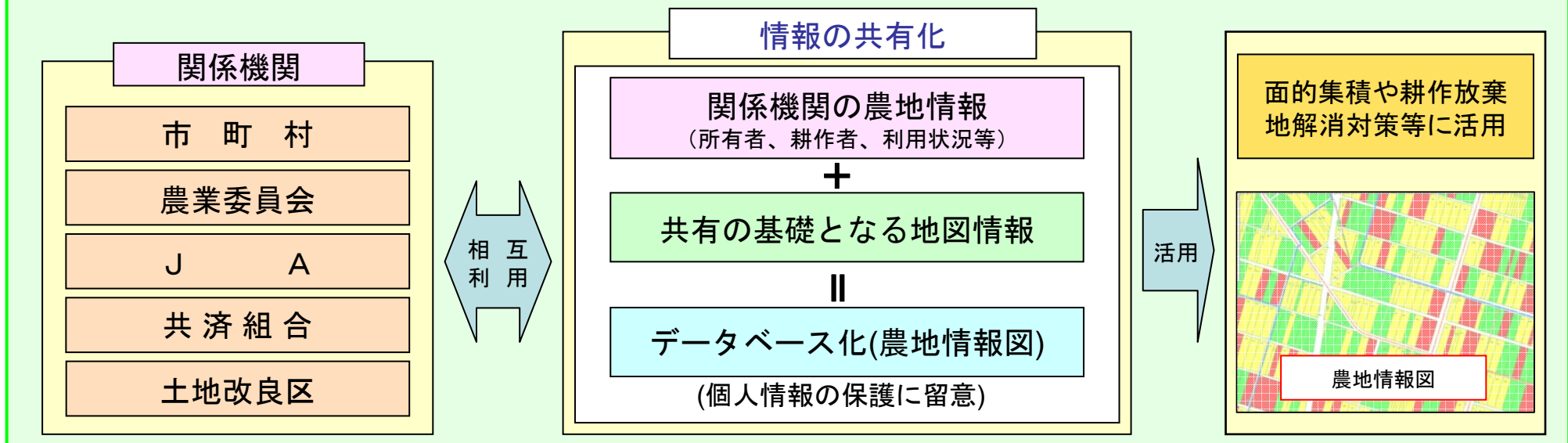
また、担い手の選択肢を拡大する観点から長期間の賃貸借が可能となるよう措置するとともに、標準小作料制度等は廃止の方向で見直す。

農地政策改革の工程表

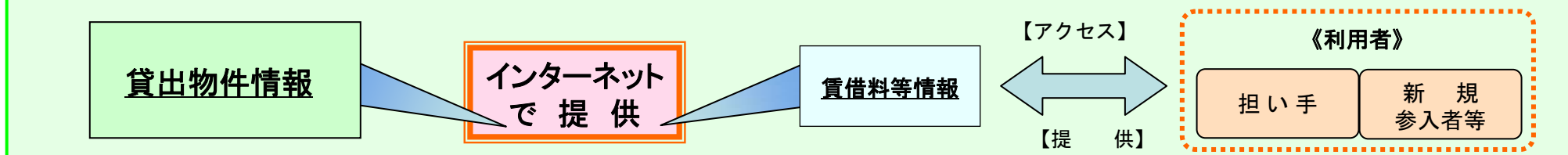
別紙

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度～
○ 農地情報の共有化	農地情報図の基盤となる地図の整備	農地情報図の基盤となる地図の整備 ↑ 農地関連データの付加	農地情報図の基盤となる地図の整備 ↑ 農地関連データの付加	
		点検・検証 ↓ ↑	点検・検証 ↓ ↑	
○ 耕作放棄地対策の促進	耕作放棄地解消のガイドライン策定(国) 耕作放棄地の現状の把握(市町村) 耕作放棄地解消計画の策定(市町村)	国・都道府県の支援のもと計画に基づいた解消対策を実施(市町村)	現状の把握 → 点検・検証 ↓ 解消計画の修正 国・都道府県の支援のもと計画に基づいた解消対策を実施(市町村)	5年後を目途として耕作放棄地を解消 現状の把握 → 点検・検証 ↓ 解消計画の修正 国・都道府県の支援のもと計画に基づいた解消対策を実施(市町村)
○ 優良農地の確保、農地の面的集積の促進、農地の権利移動規制の見直し等		農地の面的集積の仕組みをモデル的实施 ↑ 点検・検証 ↓ ↑		
		平成20年度中ないし遅くとも平成21年度中に新しい仕組みがスタートできるよう法制度上の措置を講じる		

- 農地情報を関係機関が共有化するため、情報の基礎となる地図情報の上に各機関が保有している必要な情報を乗せて一元化・データベース化（農地情報図の整備）
- それぞれの地域の実情に応じて、農地情報図を関係機関共有のデータベースとして位置付け、ここから必要な農地情報を関係機関に提供
- 情報の提供に当たっては、個人情報の保護に十分に留意

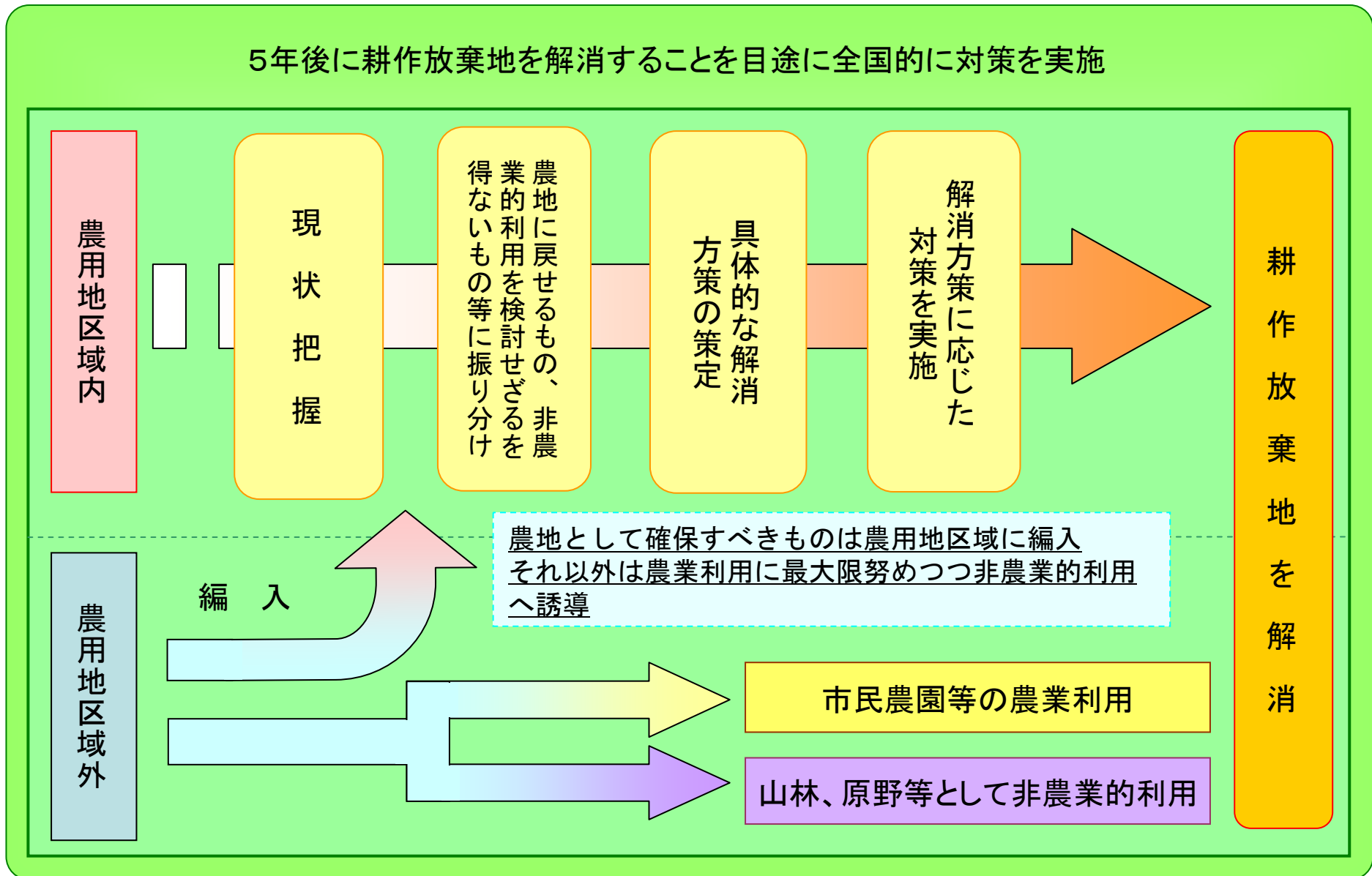


- 貸出物件情報や賃借料水準等の情報を全国的・広域的に提供し、新規参入者等がアクセスできる体制を整備



耕作放棄地の解消に向けたきめ細やかな取組の実施

5年後に耕作放棄地を解消することを目途に全国的に対策を実施



優良農地の確保対策の充実・強化

転用許可制度により農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導し、優良農地を確保

- 優良農地を確保するため、農用地区域からの除外を厳格化
- 現在、農地転用許可不要となっている病院や学校等の公共転用について、許可対象とするなど、秩序ある農地転用に誘導
- 道路沿いの農地転用については、現場の実態等も踏まえつつ転用規制を厳格化
- 農業振興地域指定に当たっての面積要件及び農用地区域への編入要件を見直し、農用地区域への編入を促進し、優良農地を確保

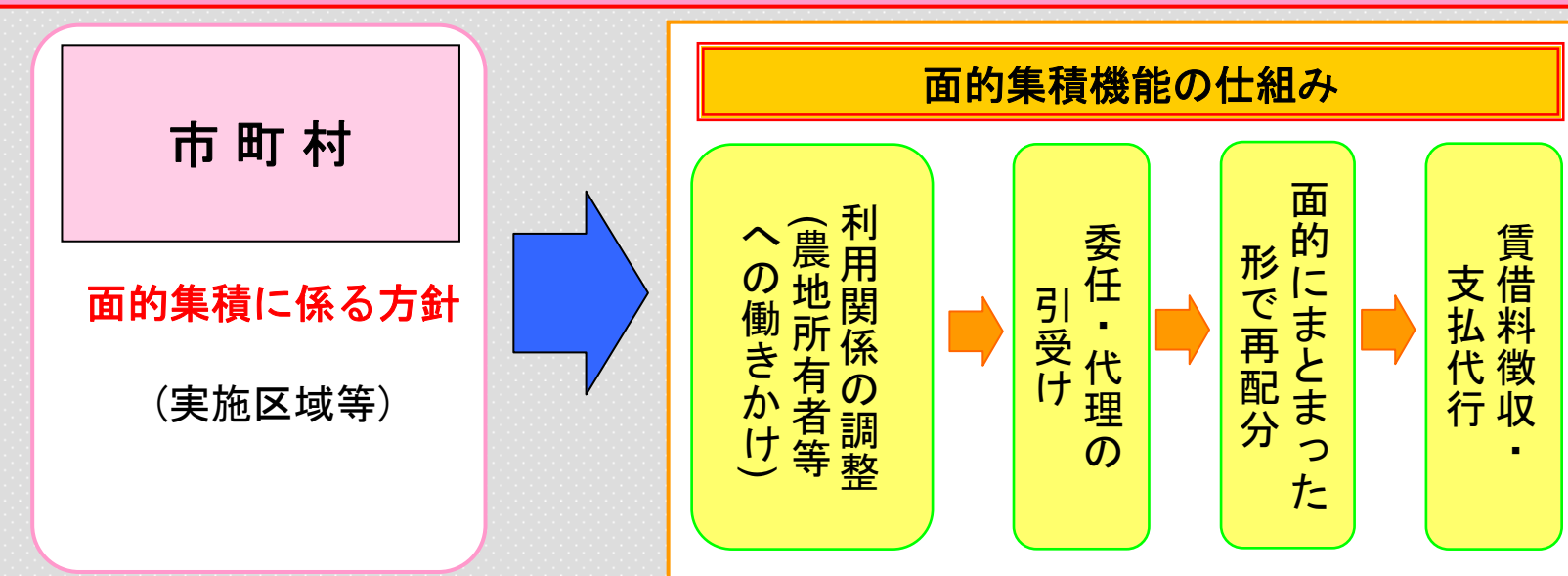
農地の面的集積を促進する仕組みの全国展開

農地を面としてまとまった形で再配分する仕組みを全市町村で展開し、面的集積を促進

○ 現場に働きかけ、委任・代理による結び付け等により面的にまとまった形での利用を図る機能を、すべての市町村に位置付け

- ・実績を上げている市町村レベルの農地保有合理化法人は、同機能を担うとともに転貸事業は引き続き実施可能
- ・都道府県レベルの農地保有合理化法人は、売買事業等を中心に同機能を補完

○ 地域で面的集積に係る実践活動を行うまとめ役を配置



所有から利用への転換による農地の有効利用の促進

「所有」から「利用」に転換を図り、農地の効率的利用を促進

- 所有権については厳しい規制を維持、貸借による権利については規制を見直し



- 集落営農の法人化、農業生産法人の経営発展、農業経営に意欲のある者、農地保全に取り組むNPO法人等の参入により農地の有効利用を促進

この場合、現場で農地利用についての問題を生じたり、農業経営の発展に支障が生じたりしないようにするため、公的関与の下、意欲ある農業者を優先しながら面的にまとまった形で利用集積を加速化する仕組み等を措置

- 長期間の賃貸借が可能になるよう措置するとともに標準小作料制度等を廃止の方向で見直し